

人吉市特定健康診査受診勧奨等業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度人吉市特定健康診査受診勧奨等業務

2 目的

健康寿命の延伸のため住民自らが身体の状態を確認できる場として平成20年度から実施している特定健康診査の受診率向上は、優先して取り組むべき課題である。

その受診率は、令和4年度は46.3%、令和5年度は44.9%と低下し、令和6年度は46.8%となったが、令和6年度から令和11年度を計画年度とする第3期人吉市データヘルス計画における受診率の目標値60%には、依然として乖離がある。

本業務は、過去の特定健康診査受診等のデータを分析し、特定健康診査未受診者に対し、効率的かつ効果的な受診勧奨等業務を立案、実施することで特定健康診査受診率の向上を図るために行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) データ分析業務

ア データ分析を可能にするためのデータ加工

人吉市（以下「委託者」という）は、過去5か年分以上の特定健康診査受診等に関するデータ等（受診履歴、結果及び問診用に関する）を受託者に提供し、受託者は委託者から提供されたデータを分析が可能になる状態に加工する。

イ 受診勧奨すべき対象者の選定

受託者は、これまでの実績データをもとにAIを活用するなど、より勧奨効果が高い対象者の選定を行う。

ウ 受診勧奨対象者の分類

受託者は、イにより選定した対象者のデータをもとに、医療機関の受診歴や特定健康診査の受診歴等に応じて、勧奨する対象者を複数のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の決定

受託者は、受診勧奨すべき対象者を最終決定する。委託者から提供されたデータを受領後、決定するまでに要する期間は概ね2か月とする。

オ 分析データの納品

受託者は、委託者に対し受診勧奨対象者の医療機関での生活習慣病に係る治療歴、特定健康診査の受診歴等や抽出・勧奨方法の選択などの分析結果をデータ化し、加工ができる電子媒体（Excelファイル等）で委託者に納品する。

(2) 受診勧奨業務

ア 対象者

特定健康診査対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる者

（勧奨効果が高いと判断した分析結果や理由を示す）

イ 実施時期及び対象人数、通知回数等

別紙1のとおり

ウ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、委託者の課題を分析し、それに応じた効果的なメッセージやデザインを使用し、通知物見本を作成後、委託者との協議の上決定する。通知物はリーフレット（A4・フルカラー）または圧着はがきとする。

エ 通知物の印刷

通知物の印刷は受託者が行う。

また、送付対象者の宛先は、委託者が提供した情報をもとに受託者が印刷する。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、受託者は委託者に事前に確認を行い、委託者の要望により校正を重ねる。

カ 通知物の発送

受託者は、委託者が提供する健康診査受診者等の除外対象者情報をもとに、最終的な受診勧奨対象者に対し通知物の発送を行う。

キ サンプル納品

受託者は、通知物発送後速やかに、委託者に対し通知物のサンプルを納品する。

（3）勧奨用媒体の作成業務

ア 医師勧奨用チラシの作成

通院中の対象者の未受診者対策として、医療機関受診時にかかりつけ医から対象者に勧奨してもらうためのチラシを作成し、サンプル及び電子媒体（加工ができるもの）で委託者に納品する。

イ 住民勧奨用チラシの作成

特定健康診査受診の重要性を明確に表現し、行動変容を促すためのチラシを作成し、サンプル及び電子媒体（加工ができるもの）で委託者に納品する。

（4）勧奨結果の分析・報告業務

委託者は、令和8年度の特定健康診査の受診者データを令和8年11月末までに受託者に提供し、受託者は、受診勧奨対象者ごとに勧奨結果、勧奨による受診率の変化等分析評価を具体的、的確に行い、次年度以降に実施すべき受診勧奨事業について有効な施策の提案をまとめ、事業内容と合わせて報告書を作成し、令和9年1月末までに委託者に電子媒体及び紙媒体にて報告する。

5 協議

通知物の発送準備の段階において、受託者と委託者でWebまたは対面にて協議を行い、データの使用方法、受診勧奨対象者や除外対象者の選定等について相互で共通認識を図る。また、通知物の発送時には、送付物及び送付対象者名簿を受託者及び委託者相互確認のうえ発

送するものとする。

本仕様書に記載されていない事案が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合には、人吉市役所市民課国保年金係及び保健センター健康増進係と協議する。

6 情報の保護

- (1) 委託者・受託者の双方は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。(資料の転写・複写・転載及び貸出を含む)
- (2) 受託者は本業務に関するデータや個人情報の管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受託者は、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを全て委託者に引き渡すものとする。
- (4) 受託者は、個人情報の管理について、細心の注意をもってあたる。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規定を順守するとともに、別記1「個人情報保護に関する特記事項」を遵守する。

7 その他の特記事項

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- (2) 受け渡しデータ及び報告書のフォーマットや受渡方法(メール、メディア)については、委託者・受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議して決める。

別記1

個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3条 受託者は、本契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にし、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な方法により行わなければならない。

2 受託者は、本契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、本契約による業務に関して知り得た個人について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の承認があるときを除き、本契約による業務を処理するために、委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7条 受託者は、本契約による業務を処理するために、委託者から引き渡された資料、又は自ら収集もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第8条 受託者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第9条 委託者は、受託者が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時、実地に調査することができる。

(指示)

第10条 委託者は、受託者が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第11条 委託者は、受託者がこの個人情報保護に関する特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別紙1

令和8年度 特定健康診査未受診者勧奨

時期	対象者		対象人数※1	通知回数	送付物	送付サイズ
5月下旬	(ア) 特定健康診査「申込書提出なし」の者のうち、前年度、みなし健診（情報提供事業）実施医療機関で生活習慣病の受診歴がある者		1,100人	1回	①案内文 ②受診票(A4・緑色) ※特定健診とみなし健診の選択できる受診票 ③問診票(用紙指定あり)	角2封筒
5月下旬	(イ) 特定健康診査「申込書提出なし」の者のうち、(ア) 以外の者		1,600人	1回	圧着はがき等	指定なし
10月中旬	(ウ) (イ) のうち未受診者		740人	1回	圧着はがき等	指定なし
10月中旬				1回	圧着はがき等	指定なし

※1 令和7年度実績をもとに算出

※スケジュールは計画であり、委託業者との協議後、対象者や実施方法等を変更する場合あり